

港湾等における高圧ガス取扱に関するガイドライン

一般社団法人日本産業・医療ガス協会

2026年3月31日 制定

<目次>

1. 背景と目的
2. 対象範囲
3. 関係法令
4. 港湾等における高圧ガス保安法に基づく取扱指針
5. 自然災害等への対策
6. 安全管理、運用に関する留意点
7. 参考とする関係法令（抜粋）

1. 背景と目的

<背景>

- 半導体製造に必要なガス・薬液等の危険物については、本州内ではトラックや鉄道による「陸上輸送」が主である一方、本州～北海道間は「海上輸送」に輸送手段が限られている
- 北海道内における半導体拠点の形成に向けて、今後、ガス・薬液等危険物の需要量が飛躍的に拡大していく場合、これに比例して危険物の輸送キャパシティも大幅に高めていく必要が生じる
- 港湾施設内において高圧ガスの安全取扱/運用がされているが、他の技術基準/解釈に沿った運用も含められており、本来の高圧ガス保安法の趣旨から改めて共通の措置/対策を検証する必要がある

上記背景のもと、本ガイドラインは、高圧ガスの海上輸送が増加することに備えて、港湾に入出荷される高圧ガスの取扱について、関係者の役割や取扱指針を取りまとめたものであり、今後、各地域において港湾に入出荷される高圧ガスの取扱基準が定められる際に、本ガイドラインを参考にして頂きたい。

<目的：高圧ガス容器取扱の観点>

- 高圧ガス保安法の趣旨、事業者の実態、及び安全かつ効率的な施設配置や運用等の観点から、下記事項を踏まえた上で共通の措置/対策を整理する
 - ☆従事者全員が、『移動』の統一した技術基準で法の趣旨（規制＆自主保安）に沿って公共の安全を確保する
 - A) 高圧ガス取扱作業、及び事故発生時等における従事者の安全確保
 - B) 高圧ガス保安の観点から、事故防止及び事故拡大防止措置が担保されている
 - C) 対応困難な場合、代替措置が講じられている

2. 対象範囲

2-1 対象とする高圧ガス

港湾施設内に入出荷する高圧ガス（主に高圧ガス容器）

2-2 対象施設

運搬船との積荷/荷卸しに係る荷役施設、港湾施設内に一時的に留置される仮置施設、及び港湾施設内の移動に係る施設/設備

2-3 関係者

A) 港湾事業者（港湾運送事業者等）

港湾運送事業法等の趣旨/目的に沿って対象となる高圧ガスを取扱うが、輸送事業者、荷主事業者及び港湾管理者と連携の上、本ガイドラインに基づいて高圧ガスを安全かつ適正に取り扱う。尚、従事者の安全確保を優先する観点から、関係基準との間に矛盾等が生じた場合は速やかに関係者と協議の上、必要な措置を講じて関係者と情報共有を図る。また、港湾施設内における他の荷役従事者の安全確保も図る。

B) 輸送事業者

高圧ガス保安法、道路交通法等の趣旨/目的に沿って対象となる高圧ガスを取扱うが、港湾事業者、倉庫事業者及び荷主事業者と連携の上、高圧ガスを安全かつ適正に取り扱う。尚、従事者の安全確保を優先する観点から、関係基準との間に矛盾等が生じた場合は速やかに関係者と協議の上、必要な措置を講じて関係者と情報共有を図る。

C) 倉庫事業者（保税倉庫含む）

高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、消防法等の趣旨/目的に沿って対象となる高圧ガスを取扱うが、港湾事業者、輸送事業者及び荷主事業者と連携の上、高圧ガスを安全かつ適正に取り扱う。高圧ガス保安法等において、本ガイドライン以外に高圧ガスの貯蔵に関する基準も遵守して取扱う。尚、従事者の安全確保を優先する観点から、関係基準との間に矛盾等が生じた場合は速やかに関係者と協議の上、必要な措置を講じて関係者と情報共有を図る。

D) 荷主事業者

高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、消防法等の趣旨/目的に沿って対象となる高圧ガスを取扱い、港湾事業者、輸送事業者及び倉庫事業者等の関係者に高圧ガスの安全取扱に関する必要な情報提供を行うと共に連携の上、高圧ガスを安全かつ適正に取り扱う。尚、従事者の安全確保を優先する観点から、関係基準との間に矛盾等が生じた場合は速やかに関係者と協議の上、必要な措置を講じて関係者と情報共有を図る。

E) 港湾管理者

港湾法等の趣旨/目的に沿って港湾施設内における高圧ガスを含めた港湾全体の管理を行う。本管理に必要な港湾事業者、輸送事業者、倉庫事業者及び荷主事業者と連携の上、本ガイドラインに基づいて高圧ガスを安全かつ適正に取り扱うための必要事項を関係者と情報共有する。また、港湾施設内における他の荷役従事者を含めた安全確保を優先する観点から、必要に応じて関係者と協議の上、必要な事項を関係者に指示する。

2-4 コンテナの定義/取扱

A) コンテナ：海上輸送に用いられる ISO 規格に基づくドライコンテナ（20ft,40ft）等で下記取扱を可能とする

B) 高圧ガス保安法/規則の貯蔵に係る技術基準に準ずる

イ) 通風の良い場所で保管する（2ヶ所以上の開口部（例示基準：滞留しない構造に準じ、ガス比重に応じた位置/大きさ）のあるコンテナを用い、開口部近傍に注意喚起表示をする）

- ロ) 高圧ガス容器の転倒防止対策/固縛にて必要な措置を講じる
 - ハ) 充填容器と残ガス容器（充填ガスの 1/2 以下）を区分して保管する
 - 二) 可燃性ガス、毒性ガス、酸素ガス/支燃性ガスは区分して保管する
（例）可燃性ガスと支燃性ガスは、同一コンテナで保管しない
 - ホ) コンテナ内には、必要な物以外は入れない
（例）転倒防止装置/容器固縛、工具、消火設備、保安設備等は除く
 - ヘ) 火気、引火性又は発火性の物をコンテナ内に置かない（ただし、有効に遮る措置を講じた場合は除く）
 - ト) 充填容器等は、常に 40℃以下に保つために必要な措置を講じると共に、その物性も考慮した上で適切に管理する
（例）断熱措置、又は一次留置に応じた必要な措置を講じる
 - チ) 扉の開閉部、及び左右側面に『高圧ガス』『区分名（可燃性ガス、支燃性ガス、等）』の表示をする
- C) 移動後コンテナを開ける前に、事前に漏洩の有無を確認の上、安全確認をする
但し、漏洩時等に適切な対応ができる備え/状態であること
また、可燃性ガスを保管しているコンテナ内に立ち入る際は携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らない
- D) コンテナ内には、高圧ガス以外の毒劇物を入れない

3. 関係法令

- A) 高圧ガス保安法
- B) 労働安全衛生法
- C) 港湾法
- D) 港湾運送事業法
- E) 危険物船舶運送及び貯蔵規則
- F) 港則法
- G) 毒物及び劇物取締法
- H) 消防法

4. 港湾等における高圧ガス保安法に基づく取扱指針

4-1 港湾事業者（港湾運送事業者等）

- A) 高圧ガス容器の移動に係る技術基準（移動監視者に係る措置は除く）に沿って保安確保を図る
- B) 移動監視者に係る必要な措置の内、次の事項については事前に講じておく
高圧ガスを移動するときは、あらかじめ、当該高圧ガスの移動中充填容器等が危険な状態となった場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること
イ) 荷送人へ確実に連絡するための措置
ロ) 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための

措置

ハ) その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

- C) 輸送事業者、荷主事業者及び港湾管理者と連携の上、本ガイドラインに基づいて高圧ガスを安全かつ適正に取り扱うと共に、必要な連絡体制を構築しておく
- D) 港湾施設内で取扱う高圧ガスの留置時間が、少しでも短時間となるように必要な対策を講じる
※必要に応じて、輸送事業者、利用運送事業者（フォワーダー）及び港湾管理者と連携する
- E) 高圧ガスの留置場所を事前に特定/区分表示しておく
但し、可燃性ガス、毒性ガス、及び除害措置の必要な高圧ガスの一時的留置場所は、他の荷役従事者及び港湾荷物に危害を及ぼさない安全な場所とし、取扱いに応じた必要な安全距離を確保する
- F) 従事者の安全確保を優先する観点から、関係基準との間に矛盾等が生じた場合は速やかに関係者と協議の上、必要な措置を講じて関係者と情報共有を図る
- G) 港湾施設内における他の荷役従事者の安全確保も図る

4-2 輸送事業者

- A) 高圧ガス容器の移動に係る技術基準に沿って保安確保を図る
- B) 港湾事業者、倉庫事業者及び荷主事業者と連携の上、本ガイドラインに基づいて高圧ガスを安全かつ適正に取り扱うと共に、必要な連絡体制を構築しておく
- C) 従事者の安全確保を優先する観点から、関係基準との間に矛盾等が生じた場合は速やかに関係者と協議の上、必要な措置を講じて関係者と情報共有を図る

4-3 倉庫事業者（保税倉庫含む）

- A) 高圧ガス容器の貯蔵に係る技術基準に沿って保安確保を図る
- B) 輸送事業者と連携し、高圧ガス容器の移動に係る技術基準に沿って保安確保を図る
- C) 港湾事業者、倉庫事業者及び荷主事業者と連携の上、本ガイドラインに基づいて高圧ガスを安全かつ適正に取り扱うと共に、必要な連絡体制を構築しておく
- D) 従事者の安全確保を優先する観点から、関係基準との間に矛盾等が生じた場合は速やかに関係者と協議の上、必要な措置を講じて関係者と情報共有を図る

4-4 荷主事業者

- A) 自社事業所内において、高圧ガス容器の貯蔵に係る技術基準に沿って保安確保を図る
- B) 輸送事業者と連携し、高圧ガス容器の移動に係る技術基準に沿って保安確保を図る
- C) 荷卸側の体制確認
- D) 港湾事業者、輸送事業者及び倉庫事業者等の関係者に高圧ガスの安全取扱いに関する必要な情報提供を行う
- E) 港湾事業者、輸送事業者及び倉庫事業者と連携の上、本ガイドラインに基づいて高圧ガスを安全かつ適正に取り扱うと共に、必要な連絡体制を構築しておく
- F) 従事者の安全確保を優先する観点から、関係基準との間に矛盾等が生じた場合は速やかに関係者と協議の上、必要な措置を講じて関係者と情報共有を図る
- G) 港湾等で取扱う高圧ガスの潜在的危険性等について、予め関係者と情報共有すると共に、関係者の安全確保及び公共の安全が確保できる様、適切な初動対応ができる様に定期的な確認・訓練等を実施する

4-5 港湾管理者

- A) 各事業者等の要請に基づいて、本ガイドラインの趣旨に沿った運営がされるように港湾管理者が調整する
 - B) 港湾施設内における、高圧ガス取扱を含めた港湾全体の管理を行う
 - イ) 高圧ガス取扱事業者が、関係法令に基づいた適切な取扱をするように本ガイドラインを提供し、情報共有を図る
 - ロ) イを確認した事業者には、港湾施設内における高圧ガスの取扱・利用を認める
 - ハ) 関係者と連携の上、港湾施設に必要な設備や取扱要件等の検討を行い必要な措置を講じる
 - C) 港湾施設内で取扱う高圧ガスの留置時間が、少しでも短時間となるように運営推進者として必要な対策を図る
 - D) 港湾事業者、輸送事業者、倉庫事業者及び荷主事業者と連携の上、本ガイドラインに基づいて高圧ガスが安全かつ適正に取り扱われるように、必要な連絡体制を構築しておく
 - E) 従事者の安全確保を優先する観点から、関係基準との間に矛盾等が生じた場合は速やかに関係者（関係各社、関係行政機関、高圧ガス地域防災協議会等、以下本項において『関係者』という）と協議の上、必要な措置を講じて関係者と情報共有を図る
 - F) 港湾施設内における他の荷役従事者の安全確保の観点から、他の荷役従事者等にも必要に応じて情報共有を図る
 - G) 安全確保を優先する観点から、必要に応じて関係者と協議の上、必要事項を指示する
 - H) 関係者が、関係者連絡会を定期的開催し、運営における変更点、課題等について協議/確認の上、最善策を講じることができる様、その運営を推進する
- 4-6 事業者間の連携（荷主が主体的に講じておく事項）
- A) 港湾管理者、港湾事業者、輸送事業者及び倉庫事業者等の関係者に高圧ガスの安全取扱に関する必要な情報提供を行う
 - イ) 高圧ガスの保安講習・教育（①高圧ガスの定義及び特性 ②容器の取扱と構造 ③貯蔵の方法と移動 ④緊急時の措置など）
 - ☞極めて危険性の高い半導体ガス（例えば、毒性・可燃性・反応性などが非常に高いガス）の取扱管理・規制教育
 - ロ) 取扱う高圧ガス毎に SDS 及びイエローカードを情報共有しておく
 - B) 港湾管理者、港湾事業者、輸送事業者及び倉庫事業者と連携の上、本ガイドラインに基づいて高圧ガスを安全かつ適正に取り扱うと共に、必要な連絡体制を構築しておく
 - イ) 高圧ガス地域防災協議会（都道府県毎）への入会
 - ロ) 緊急連絡体制図の作成、定期更新
 - ハ) 関係者間：物流フロー、搬入・搬出輸送スケジュールの明確化、共有化
 - C) 従事者の安全確保を優先する観点から、関係基準との間に矛盾等が生じた場合は速やかに関係者と協議の上、必要な措置を講じて関係者と情報共有を図る
 - イ) 港湾事業者、輸送事業者に関係する主な関係法令（港湾法、高圧ガス保安法、道路交通法）を荷主へ情報提供頂き、定期的に矛盾点が無いか確認する
 - D) 港湾等で取扱う高圧ガスの潜在的危険性等について、予め関係者と情報共有すると共に、関係者の安全確保及び公共の安全が確保できる様、適切な初動対応ができる様に定期的な確認・訓練等を実施する

イ) 関係各社

- ① 防災訓練の実施
- ② 保安・安全管理基準の作成、関係行政機関に届出・共有（例：〇〇港における高圧ガス取扱基準）

ロ) 防災資機材

- ① 港湾施設内：初動対応に必要な防災資機材を常備する（従事者等の安全確保、被害の拡大防止）

※ 30 分以内の高圧ガス販売業者、貯蔵所等に、二次対応に必要な防災資機材を備えておくこと

- ② 移動（港湾～貯蔵所、等）：移動に係る技術基準
- ③ 高圧ガス販売事業者：貯蔵、移動に係る技術基準（容器収納筒、デバルバー含む）

ハ) 港湾：40℃以上にならない措置を講じる（散水、通風）

4-7 高圧ガス地域防災協議会との連携

事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置

5. 自然災害等への対策

- A) 港湾、及び関係施設における高圧ガス容器等の取扱いにおいて、事業者毎に自然災害（地震、津波、高潮、浸水、豪雨、豪雪、暴風、及び噴火等）が発生した際に、関係者の安全確保は当然のことながら、高圧ガスに関係する事故・災害等により、公共の安全が確保できる様、必要な対策・準備をすると共に、適切な初動対応ができる様に定期的な確認・訓練等を実施する
- B) 荷主事業者は、港湾等で取扱う高圧ガスの潜在的危険性等について、予め関係者と情報共有すると共に、関係者の安全確保及び公共の安全が確保できる様、適切な初動対応ができる様に定期的な確認・訓練等を実施する

6. 安全管理、運用に関する留意点

高圧ガス保安法、港湾法、労働安全衛生法等の趣旨、事業者の実態・責務、及び安全かつ効率的な施設配置や運用等の観点から、下記事項を踏まえた上で、関係者は安全第一で管理・運用を図らなければならない

- A) 統一した技術基準で法の趣旨（規制 & 自主保安）に沿って公共の安全を確保する
- B) 高圧ガス取扱作業、及び事故発生時等における従事者の安全確保（従事者に対し、事前教育は必須）
- C) 高圧ガス保安の観点から、事故防止及び事故拡大防止措置が担保されている
- D) 対応困難な場合、代替措置が講じられている

7. 参考とする関係法令（抜粋）

7-1 関係法令の目的

A) 高圧ガス保安法

この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

B) 労働安全衛生法

この法律は、労働基準法と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

C) 港湾法

この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

D) 港湾運送事業法

この法律は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

E) 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(通則) 船舶による危険物の運送及び貯蔵並びに常用危険物の取扱い並びにこれらに関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の命令の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

F) 港則法

この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

G) 毒物及び劇物取締法

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

H) 消防法

この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

7-2 高圧ガス保安法（移動）

第二十三条

1. 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。
2. 車両（道路運送車両法第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。）により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。
3. 導管により高圧ガスを輸送するには、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってその導管を設置し、及び維持しなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従って導管により高圧ガスを輸送するときは、この限りでない。

7-3 道路運送車両法（定義）

第二条

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
4. この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令で定めるものをいう。

7-4 港湾法（定義）

第二条

1. この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。
2. この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいい、「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。
3. この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項又は第八項（これらの規定を第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意又は届出があつた水域をいう。
4. この法律で「臨港地区」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。
5. この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。
 - 一、 水域施設 航路、泊地及び船だまり
 - 二、 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
 - 三、 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場
 - 四、 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁りよう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
 - 五、 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
 - 六、 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
 - 七、 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

- 八. 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
- 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設
- 八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
- 九. 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
- 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
- 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
- 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
- 一一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
- 一二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
- 一三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
- 一四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設
- 6. 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについて、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす。

7-5 港湾運送事業法（定義）

第二条

1. この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であって次に掲げるものをいう。
 - 一. 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為
 - 二. 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸（第四号に掲げる行為を除く。）
 - 三. 港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送（一定の航路に旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行う貨物の運送その他国土交通省令で定めるものを除く。）、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間（以下単に「指定区間」という。）における貨物ののはしけによる運送又は港湾若しくは指定区間における引船によるはしけ若しくはいかだのえい航
 - 四. 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき場」という。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又

は貨物の船舶（国土交通省令で定める総トン数未満のものに限る。以下この号において同じ。）若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。）

- 五. 港湾若しくは指定区間におけるいかに組んでする木材の運送又は港湾においてする、いかに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管
 - 六. 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明（以下「検数」という。）
 - 七. 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定（以下「鑑定」という。）
 - 八. 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明（以下「検量」という。）
2. この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事業をいう。
 3. この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。
 - 一. 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃
 - 二. 港湾においてする船積貨物の警備
 4. この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾（その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域をいう。）をいう。